

再犯防止対策について

【担当省庁：法務省】

再犯の防止等の推進を図るため、以下の施策を講じていただきたい。

〔地方再犯防止推進計画の策定、施策推進への財政措置について〕

- 再犯防止対策については、昨年12月に公布・施行された再犯の防止等の推進に関する法律に基づき、国は再犯の防止等に関する施策を総合的に策定・実施し、地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定・実施することとされている。

本法律では、都道府県及び市町村は、現在国で検討されている再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定めるよう努めることとされているが、**地方公共団体が実施する計画策定及び施策の推進（教育・職業訓練など）について、「地域再犯防止推進交付金（仮称）」**において採択していただきたい。

また、施策の推進に対しては、刑務所や保護観察所などの**国の機関からの情報提供**などをいただきたい。

〔再犯防止による非行少年等立ち直り支援について〕

- 京都府では、少年の再非行防止を図る全国初の取組として学校や警察、家庭裁判所等の関係機関が一体となった、寄り添い型の支援（ユース・アシスト）や課題を抱える少年たちの居場所（ユース・コミュニティ）の設置により、非行の未然防止・再非行防止の取組を強化している。こうした効果的な取組を継続的に実施できるよう、**「再犯防止のための施設内処遇及び社会内処遇の充実強化事業」**において採択していただきたい。

京都府
の担当課

府民生活部 安心・安全まちづくり推進課(075-414-5079) 青少年課(075-531-6507)

■概算要求

【法務省】

▼地域再犯防止推進交付金（仮称）

278百万円（30年度新規）

- 地域の実情に応じて、犯罪や非行をした者の再犯防止に向けた取り組みを支援
- ・実態調査と支援体制の整備計画策定
 - ・地域における立ち直り支援ネットワークの整備
 - ・地域の立ち直りモデル事業

■再犯防止推進計画（再犯の防止等の推進に関する法律に基づき、国及び地方が策定）

- 1 国の再犯防止推進計画策定
 - 本年10月10日 再犯防止推進計画（案）に対するパブリックコメント開始
 - 12月頃 再犯防止推進計画閣議決定の予定
- 2 国の再犯防止推進計画（再犯の防止等の推進に関する法律第7条）
 - (1) 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
 - (2) 再犯の防止等に向けた教育・職業訓練の充実に関する事項
 - (3) 犯罪をした者等の社会における職業・住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
 - (4) 矯正施設における収容・処遇、保護観察に関する体制の整備等に関する事項
 - (5) その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項
 - ※少なくとも5年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要に応じ変更
- 3 地方再犯防止推進計画の策定（法第8条）

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定める努力義務

■概算要求

【法務省】

▼再犯防止のための施設内処遇及び社会内処遇の充実強化事業

14,415百万円（2,157百万円増）

犯罪対策閣僚会議決定「再犯防止に向けた総合対策」（平成24年7月）及び「宣言：犯罪に戻らない、戻さない」（平成26年12月）、「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成28年12月）に掲げられている対象者の特性に応じた処遇、住居の確保、就労支援等の再犯防止対策（施設内処遇、社会内処遇（入口支援・国と地方公共団体との連携を含む））を推進。

■京都府内の少年非行等の状況

①刑法犯少年の検挙・補導人員	平成28年	857人（対前年比▲24.0%）
②再犯者数	平成28年	258人（対前年比▲23.7%）

■京都府における非行少年等の立ち直り支援制度の概要

- ①非行少年等立ち直り支援チーム（ユース・アシスト）の創設（平成24年度～）
 - ・非行少年等に対する立ち直り支援の中核機関として、福祉の相談機関である「家庭支援総合センター」内に設置
 - ・府内全域で支援を展開するため、「北部サテライト」を設置（平成25年度～）
- ②「非行少年等立ち直り支援ネットワーク推進連絡会議」の設置（平成24年度～）
 - ・関係機関（児童相談所、警察、学校、京都市、京都家庭裁判所等）が一体となり、効果的な支援を推進するため、ネットワーク体制を構築
- ③少年非行防止のための「ユース・コミュニティ」づくり応援事業の実施
 - ・地域で活動する民間団体に委託し、府内2箇所を設置（平成26年度～）
 - ・対象者を拡充（不登校、高校中退者等）し、1箇所追加（平成28年度～）